平成２９年（フ）第１４２号
愛媛県新居浜市船木甲4398番地の９　船木ハイツⅡ370号、前住所愛媛県四国中央市金生町下分1379―１
債務者　真部絵里香
１　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第４１４号
宮崎市大字恒久1279番地１　コーポＭⅡ215号、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町615番地
債務者　井上　正子
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５９号
沖縄県浦添市内間３丁目３番11―405号　ＫＴマンション
債務者　新里　優次
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１３３号
北海道小樽市桜１丁目13番５号　コーポ桜２ＦＡ、前住所北海道小樽市銭函１丁目８番５号
債務者　佐藤　祐一
１　決定年月日時　平成30年１月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第２４２号
福井県鯖江市鳥羽２丁目11番10号
債務者　林田　　茂
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
福井市乾徳４丁目３番２号　乾徳コーポ507
債務者　林　　正美（旧姓鳥羽）
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
福井市文京３丁目１番14号　氷川ハイツ601
債務者　後藤　安助
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
長野県飯田市上郷飯沼2624番地１（イズミルパサージュ202号）
債務者　田中　夕子（旧姓植芝）
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第５０号
高知県幡多郡黒潮町入野1031番地２
債務者　浦田　大輔
１　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第９８号
佐賀県唐津市鳩川8340番地１　相賀県営住宅42号
債務者　伊藤　裕美
１　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１０１号
佐賀県唐津市原1237番地５
債務者　藤田　優子（旧姓中丸）
１　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第１０４号
佐賀県唐津市鏡2654番地１　タクロウ団地Ｂ―26号
債務者　大村　栄次
１　決定年月日時　平成30年１月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第５２５号
熊本市中央区黒髪２丁目38番６号　メトロポリス706号、前住所熊本市東区長嶺南４丁目11番85―205号　コウナンハイツ
債務者　松本　浩美
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１９６号
札幌市中央区宮の森１条15丁目４番35号　クイーンパレス宮の森401号
債務者　松下　直子
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２０１号
札幌市白石区本郷通８丁目北４番11号　ルミエール本郷通８―103号
債務者　竹本　　賢
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９０号
札幌市北区あいの里２条３丁目２番３号
債務者　会田佳緒里
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部